

別表（第15条関係）

複写対象の媒体	複写の方法	複写物の媒体
1 紙	(1) モノクロマイクロフィルムカメラによる複写 (2) フィルムカメラによる複写 (3) デジタルカメラによる複写 (4) スキャナによる複写 (5) その他館が認める方法	複写の方法等に応じ、以下の中から館が認めるもの ア モノクロマイクロネガフィルム イ モノクロマイクロポジフィルム ウ カラーネガフィルム エ カラーポジフィルム オ モノクロネガフィルム カ 電磁的記録媒体 キ 紙 ク その他の媒体
2 マイクロフィルム	(1) デュプリケータによる複写 (2) 引伸機による複写 (3) スキャナによる複写 (4) その他館が認める方法	
3 フィルム	(1) 引伸機による複写 (2) スキャナによる複写 (3) その他館が認める方法	
4 電磁的記録媒体	(1) アーカイブライターによる複写 (2) フィルムライターによる複写 (3) 電子計算機による複写 (4) その他館が認める方法	
5 その他	館が認める方法	

備考

複写物の媒体が紙の場合については、簡易製本することができる。